

寒川町学校給食費の管理に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 保護者 町立小中学校に在学する児童又は生徒の学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者 _____ (4) 教職員等 次の各号のいずれかに該当する者をいう。 ア・イ (略) ウ 学校給食主管課の職員のうち学校給食に係る事務を<u>担任</u>する職員 エ (略) (加える) (加える) (学校給食費の負担) 第3条 <u>学校給食費は、保護者及び教職員等（以下「学校給食費負担者」という。）がこれを負担する。</u> (加える) (学校給食費の額) 第4条 学校給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 町立小学校において実施される学校給食に係る額 日額 <u>280円</u> (2) <u>町立中学校</u>において実施される学校給食に係る額 日額 <u>350円</u> (アレルギー等による学校給食の停止等) 第5条 (略) 2 前項の規定により牛乳又は牛乳以外の	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 保護者 町立小中学校に在学する児童又は生徒の学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者<u>をいう。</u> (4) 教職員等 次の各号のいずれかに該当する者をいう。 ア・イ (略) ウ 学校給食主管課の職員のうち学校給食に係る事務を<u>担当</u>する職員 エ (略) (5) <u>概算負担者 学校給食費を概算払で負担する者をいう。</u> (6) <u>日額負担者 学校給食費を喫食日数に第4条で規定する日額を乗じて得た額を負担する者をいう。</u> (学校給食費の負担) 第3条 <u>児童又は生徒の喫食に伴い発生する学校給食費は、保護者がこれを概算払で負担する。</u> 2 <u>教職員等の学校給食費は、教職員等が概算払又は喫食日数に次条で規定する額を乗じて得た日額を負担する。</u> (学校給食費の額) 第4条 学校給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 町立小学校において実施される学校給食に係る額 日額 <u>350円</u> (2) <u>町立中学校等</u>において実施される学校給食に係る額 日額 <u>420円</u> (アレルギー等による学校給食の停止等) 第5条 (略) 2 前項の規定により牛乳又は牛乳以外の

学校給食を停止された場合における学校給食費の額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 牛乳を停止されている場合 日額
前条第1号又は第2号からそれぞれ60
円を控除して得た額
- (2) 牛乳以外の学校給食を停止されて
いる場合 日額 60円
(学校給食費の概算払)

第6条 学校給食費負担者（第2条第4号エに該当する者は除く。）から徴収する学校給食費の額は概算払によるものとし、その額は次に掲げるとおりとする。

- (1) 町立小学校において実施される学校給食に係る額 月額 4,700円
- (2) 町立中学校 において実施される学校給食に係る額 月額 5,800円

2 前条第1項の規定により牛乳又は牛乳以外の学校給食を停止された場合における概算により徴収する学校給食費の額は、前項の規定にかかわらず、概算
払によるものとし、その額は次に掲げ
るとおりとする。

- (1) 牛乳を停止されている場合における町立小学校において実施される学校給食に係る額 月額 3,700円
 - (2) 牛乳を停止されている場合における町立中学校__において実施される学校給食に係る額 月額 4,820円
 - (3) 牛乳以外の学校給食を停止されている場合における町立小学校において実施される学校給食に係る額 月額 1,000円
 - (4) 牛乳以外の学校給食を停止されている場合における町立中学校__において実施される学校給食に係る額 月額 980円
- (学校給食費の納付方法)

第7条 学校給食費負担者（第2条第4号エ
に該当する者は除く。）は、前条第1項

学校給食を停止された場合における学校給食費の額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。

- (1) 牛乳を停止されている場合 日額
前条第1号又は第2号からそれぞれ 70
円を控除して得た額
- (2) 牛乳以外の学校給食を停止されて
いる場合 日額 70円
(学校給食費の概算払)

第6条 概算負担者から徴収する額は、次
に掲げるとおりとする。

- (1) 町立小学校において実施される学校給食に係る額 月額 5,900円
- (2) 町立中学校等において実施される学校給食に係る額 月額 7,000円

2 前条第1項の規定により牛乳又は牛乳以外の学校給食を停止された場合における概算により徴収する学校給食費の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 牛乳を停止されている場合における町立小学校において実施される学校給食に係る額 月額 4,700円
 - (2) 牛乳を停止されている場合における町立中学校等において実施される学校給食に係る額 月額 5,820円
 - (3) 牛乳以外の学校給食を停止されている場合における町立小学校において実施される学校給食に係る額 月額 1,200円
 - (4) 牛乳以外の学校給食を停止されている場合における町立中学校等において実施される学校給食に係る額 月額 1,180円
- (学校給食費の納付方法)

第7条 概算負担者
は、前条に規

3 改正後の規則第2条第4号エに該当する者に提供する学校給食（この規則の施行の日前に喫食を認められた学校給食に限る。）に係る学校給食費の額については、なお従前の例による。